

## 被災ミュージアム再興事業国庫補助要項

平成24年5月18日  
文化庁長官決定  
平成26年4月1日改正  
平成28年3月8日改正

### 1. 趣旨

この要項は、東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、被災した博物館資料を修理するための事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

### 4. 補助対象事業における博物館

「3. 補助対象事業」における博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする。

### 5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### (1) 主たる事業費

被災した博物館資料の修理するための事業に要する経費

#### (2) その他の経費

事務経費

### 6. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金の前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売却代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。

### 7. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の50%とする。

(別紙)

対象経費の区分		項	目	説明
主たる事業費	被災した博物館資料を修理するための事業に要する経費	事業費	賃金	
			共済費	社会保険料 等
			報償費	
			旅費	
			使用料及び借料	会場借料、土地借上料、プレハブ借上料、自動車借上料、機器・器具借上料、光熱水料 等
			役務費	保管料、通信運搬費、火災保険料、手数料 等
			委託費	映像・録音記録 等
			請負費	会場設営、工事請負費 等
			備品購入費	プレハブ、収納棚 等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費 等 単価が10万円(税込)以下のものに限る			
負担金、補助金及び交付金	被災した博物館資料を修理するための事業を補助事業として実施する場合			
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	
			共済費	社会保険料 等
			旅費	
			役務費	振込手数料 等
			需用費	消耗品費、印刷費、コピー代 等 単価が10万円(税込)以下のものに限る

対象外経費

印刷代、交際費・接待費、取材等に係る経費、レセプション及びパーティーの経費、賞金・賞品・記念品代、キャンセル料、予備費 等